

第10章 準備書についての意見と事業者の見解

「香川県環境影響評価条例」(平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号)に基づく準備書についての公告及び縦覧、説明会の開催の状況は、以下のとおりである。

10.1 準備書の公告及び縦覧

「香川県環境影響評価条例」第 15 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 か月間、縦覧に供した。

- 公告の日
令和 8 年 2 月 12 日（木）
- 公告の方法
広報誌「広報高松」、広報誌「広報あやがわ」及びウェブサイトへの掲載
- 縦覧場所
高松市環境施設対策課（高松市番町 1 丁目 8 番 15 号 高松市役所 12 階）
香川総合センター（高松市香川町川東上 1865-13）
塩江支所（高松市塩江町安原下第 2 号 1645）
香川県庁環境政策課（高松市番町 4 丁目 1 番 10 号）
綾川町役場住民生活課（綾歌郡綾川町滝宮 299 番地）
- 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日（木）～令和 8 年 3 月 13 日（金）

10.2 準備書についての説明会の開催

「香川県環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、市民の集散を考慮して、対象事業実施区域の位置する高松市内で開催し、説明会開催の公告は、準備書の縦覧に関する公告と同時にを行った。

- 開催日時
第 1 回：令和 8 年 2 月 27 日（金）18 時 30 分～20 時 30 分
第 2 回：令和 8 年 3 月 1 日（日）14 時 00 分～15 時 40 分
- 開催場所
高松市塩江コミュニティーセンター（香川県高松市塩江町安原下第 2 号 1645）
- 来場者数
第 1 回：27 名
第 2 回：5 名

- 説明会における意見等の概要

住民説明会におけるご意見等の概要は、以下のとおりである。

- ・ 環境影響への懸念

大気質、騒音・振動、悪臭などの生活環境への影響や、植物をはじめとする自然環境への影響、排水処理方法などに関する質疑が挙げられた。

特に、大気環境の予測結果や基準値の考え方、安全性の確保に関する関心が高く、将来的な影響の程度を踏まえた慎重な対応が求められている状況であった。

- ・ 施設計画・運営

焼却方式の選定理由や安全対策、焼却灰の処理方法、余熱利用の方針など、施設の構造や運用に関する質疑が挙げられた。

また、ごみの受入範囲、供用期間、工事車両の走行ルート、事業スケジュールなど、施設の運用条件や事業の進め方に関わる事項についても、幅広く関心が寄せられた。

- ・ 立地・地域対応

塩江町が候補地として選定された理由や、地域への負担に対する懸念、行政の説明姿勢に関する意見が寄せられた。

また、説明会の周知方法や説明の進め方に関する意見もあり、今後の事業の進め方においては、引き続き丁寧な説明と地域住民との合意形成の重要性が求められている状況であった。

- ・ その他

上記の区分に直接該当しない事項として、建設発生土の有効活用や環境学習の活用など、事業に付随する利活用や波及効果に関する意見が見られた。

あわせて、地域資源の有効利用や環境に配慮した取組に対する期待が寄せられた。

10.3 準備書についての意見の把握

「香川県環境影響評価条例」第 17 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

- 意見書の提出期間

令和 8 年 2 月 12 日（木）から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

※郵送による場合は、当日消印有効とした。

- 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函

事業者への郵送による書面提出

10.4 準備書についての意見の概要と事業者の見解

「香川県環境影響評価条例」第 17 条第 1 項の規定における準備書についての環境の保全の見地からの意見はなかった。

10.5 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

「香川県環境影響評価条例」第 20 条第 1 項の規定における準備書に対する香川県知事の意見及び事業者の見解を表 10.5-1 に示す。

表 10.5-1(1) 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 対象事業実施区域及びその周囲の環境の保全について十分に配慮するとともに、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めること。	対象事業実施区域及びその周囲の環境の保全について十分に配慮するとともに、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めます。
2 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する各種の意見を踏まえ、準備書の記載事項について真摯に検討を行うこと。 また、評価書において、準備書の記載事項を修正する場合は、準備書からの修正箇所を明らかにすること。	評価書の作成に当たっては、準備書に対する各種の意見を踏まえ、準備書の記載事項について真摯に検討を行いました。 また、評価書において、準備書からの修正箇所を「第 11 章 準備書記載内容からの主な修正事項」に記載しました。
3 事業計画の変更が生じた場合は、対象事業実施区域周辺の住民、事業者並びに高松市、綾川町及び香川県（以下「地元自治体」という。）に情報を提供するとともに、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度行い、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を行うこと。	事業計画の変更が生じた場合は、対象事業実施区域周辺の住民、事業者並びに地元自治体に情報を提供するとともに、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度行い、環境保全措置を行います。
4 評価書に記載する環境保全措置及び事後調査を確実に実施すること。 評価書に記載する環境保全措置によっては十分に対応できない環境への影響に関する問題が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、対象事業実施区域周辺の住民、事業者及び地元自治体に情報を提供するとともに、地元自治体と協議し、必要に応じて追加の環境保全措置を行うこと。	評価書に記載する環境保全措置及び事後調査を確実に実施します。 評価書に記載する環境保全措置によっては十分に対応できない環境への影響に関する問題が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、対象事業実施区域周辺の住民、事業者及び地元自治体に情報を提供するとともに、地元自治体と協議し、必要に応じて追加の環境保全措置を行います。
5 環境影響評価図書は、香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県条例第 2 号）に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。	環境影響評価図書は、香川県環境影響評価条例に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めます。

表 10.5-1(2) 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
6 個別的事項	
(1) 大気環境 ・ダウンウォッシュ発生時の塩化水素濃度については、対象事業実施区域内において評価の指標を超過することが予測されているため、施設の稼働時には常に気象条件に注意し、特に強風時には運転管理を徹底すること。 ・建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、最寄住居における環境保全目標値を確実に達成できるよう、追加の環境保全措置を検討すること。	施設の稼働時には常に風向、風速等の気象条件を監視し、ダウンウォッシュの発生が懸念される強風時には、排ガス処理設備の適切な維持管理及び運転状況の確認を徹底するなど、環境保全措置を確実に実施します。 建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、最寄住居における環境保全目標値を確実に達成できるよう、追加の環境保全措置を検討し、「第7章 環境保全措置」に記載しました。
(2) 水質 ・近年の気象状況に鑑み、造成等の施工期間中において、予測に用いた降雨強度（日常的な降雨）より強い降雨が発生した場合であっても、下流河川の水質に大きな変化を及ぼさないよう、十分な対策を行うこと。	予測に用いた降雨強度（日常的な降雨）より強い降雨が発生した場合であっても、下流河川の水質に大きな変化を及ぼさないよう、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の仮設沈砂池を設置するなどの追加対策を行います。
(3) 陸生及び水生の植物 ・代償措置である個体の保護・移植については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移植後の生育状況を十分把握すること。 ・移植にあたっては、移植の成功率を高めるため、必要に応じて移植先の場所や移植時期等の分散を検討すること。	代償措置である個体の保護・移植については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移植後の生育状況を十分把握するよう努めます。 移植にあたっては、移植の成功率を高めるため、必要に応じて移植先の場所や移植時期等を可能な限り分散することとしました。移植計画については重要な種の保全の観点から、具体的な移植計画については、本評価書に記載していません。
・移植対象種のうち、ギンラン及びアケボノシュスランの移植に関する事後調査の調査期間は、移植後5年以上とすること。	移植対象種のうち、ギンラン及びアケボノシュスランの移植に関する事後調査の調査期間は、移植後5年以上としました。
・移植対象種については、移植後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生育確認を継続すること。	移植対象種については、移植後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生育確認を継続します。
(4) 陸生及び水生の動物 ・代償措置である個体の保護・移植及び代償環境の整備については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移植後の生息状況を十分把握すること。 ・移植にあたっては、移植の成功率を高めるため、必要に応じて移植先の場所や移植時期等の分散を検討すること。	代償措置である個体の保護・移植及び代償環境の整備については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移植後の生息状況を十分把握するよう努めます。 移植にあたっては、移植の成功率を高めるため、必要に応じて移植先の場所や移植時期等の分散を検討しました。移植計画については重要な種の保全の観点から、具体的な移植計画については、本評価書に記載していません。
・移植対象種については、移植後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生息確認を継続すること。	移植対象種については、移植後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生息確認を継続します。

表 10.5-1(3) 準備書についての知事の見解及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
6 個別的事項（続き）	
（５）残土 ・造成等の施工に伴って発生する建設発生土の工事間利用にあたっては、他の工事に流用可能な土質であるか、事業実施段階において十分に調査・検討すること。	造成等の施工に伴って発生する建設発生土の工事間利用にあたっては、他の工事に流用可能な土質であるか、事業実施段階において十分に調査・検討します。
（６）温室効果ガス ・ごみの焼却に伴う温室効果ガスの発生量について、現有施設と比べて増加する理由を評価書に記載すること。	ごみの焼却に伴う温室効果ガスの発生量について、現有施設と比べて増加する理由を「第 6 章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 6.11 温室効果ガス 6.11.1 予測・評価」に記載しました。
（７）その他 ・本事業については、「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和 5 年 5 月、高松市）において、環境学習機能の整備方針が示されている。事業予定地における自然環境の状況を踏まえ、ビオトープや環境学習機能の整備について、さらなる検討を進めること。	今後実施設計を検討していく中で、事業予定地における自然環境の状況や対象事業実施区域周辺の住民の意見等を踏まえ、ビオトープや環境学習機能の整備について、さらなる検討を進めます。